

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の趣旨

住宅とは、自然環境や災害から生命や財産を守り、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であると同時に、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもあります。また、住宅は単なる私的財産にとどまらず、都市や農山村を形成する社会的資産としての性格を有しており、安全、環境、福祉、文化等の面で社会と密接に関連しています。

このことから、住宅とともに周辺環境も含めた住生活を豊かにしていくことが、市民生活の充実につながると考えます。

そこで本市では、生活及び都市環境の基盤となる住生活に関する施策を、計画的かつ総合的に推進するため、2009（平成 21）年「金沢市住生活基本計画」を策定しました。その後、社会情勢等の変化に対応した計画の見直しを2回行ってきました。

(2) 見直しの背景と目的

2018（平成 30）年には、「第3次金沢市住生活基本計画」を策定し、『誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える住生活の実現』を基本理念に、各種施策を推進してきました。

第3次計画の策定から5年が経過する中で、現在の住生活を取り巻く状況は、大きく変化しています。自然災害が頻発・激甚化するとともに、急速な技術革新・DX が進展し、脱炭素社会の実現に向けた対策も加速化しています。また、少子高齢化や世帯の少人数化が一層進行していることに加え、共働き世帯や単身高齢者世帯の増加などの世帯構成の変化に加え、コロナ禍を契機とした働き方やライフスタイルの変化が生じています。

このような住生活を取り巻く社会環境の変化や世帯・価値観の多様化に適応しながら、次の世代につないでいくためには、住まいの安全・安心を確保し、本市の魅力をさらに高め、一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまちを実現する必要があります。

こうした背景を踏まえ、本市の住生活の安定と質の向上を目指し、今後の住宅政策を計画的かつ総合的に推進することを目的として、「第4次金沢市住生活基本計画」を策定します。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や計画の実施状況に的確に対応する必要がある場合は、おおむね5年後に適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行います。

3. 計画の対象範囲

（1）対象範囲

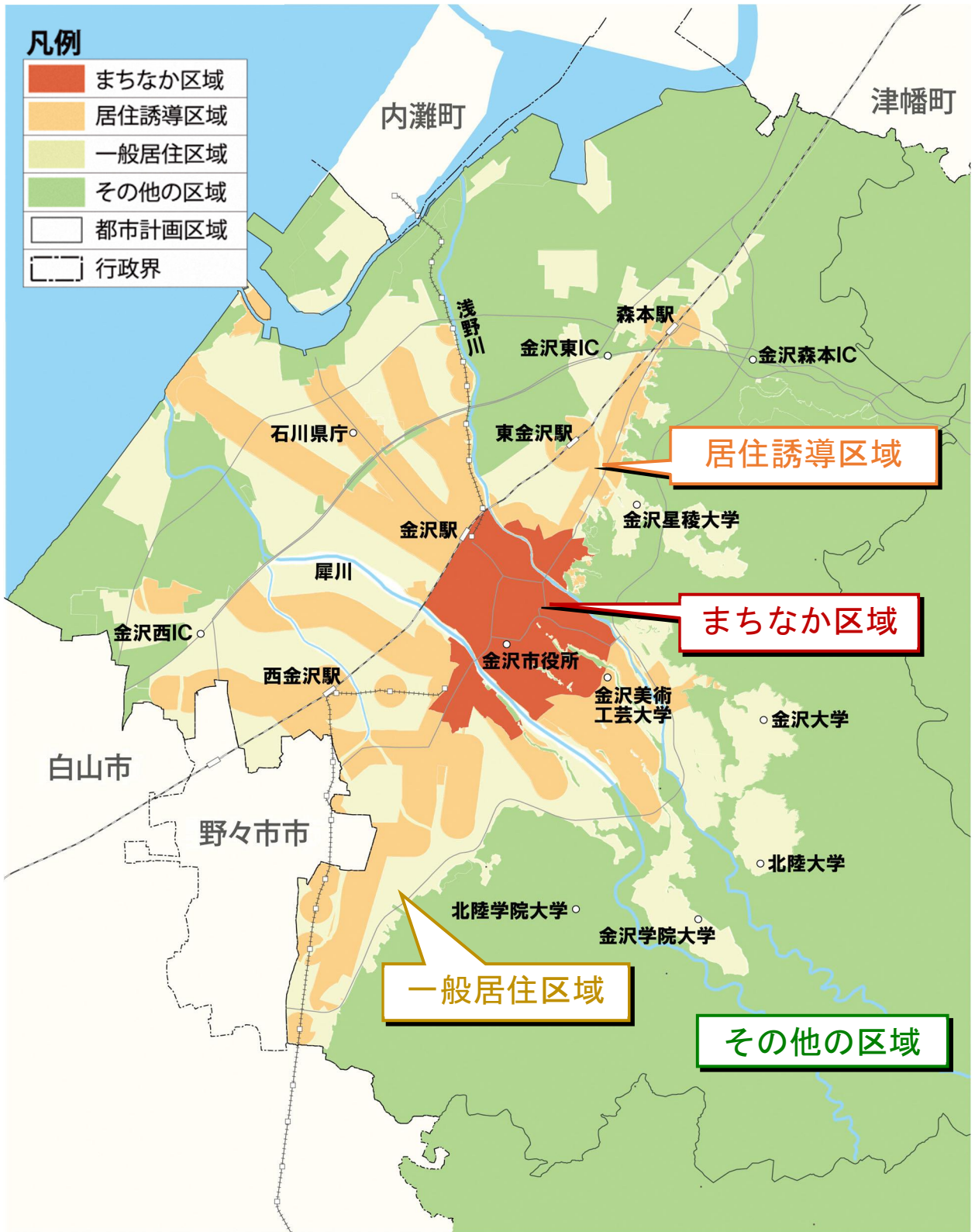
本計画の対象範囲は、金沢市の全域とします。

（2）区域の考え方

本市の住宅・住環境施策は、地域が形成された経緯、暮らしの利便性、人口減少・高齢化などによって、地域ごとに課題や将来的な方向性も異なります。このため、本計画では、金沢市集約都市形成計画で定める居住誘導区域などを基本としながら、地域の特性に応じて下記及び次ページに示す区域に大別します。

区域の名称	区域の概要
居住誘導区域	日常生活に必要なサービス機能や一定水準の公共交通サービスを確保し、将来にわたり本市の居住の柱として、人口密度を維持する区域です。 まちなか区域や第3次交通戦略で位置づけた「公共交通重要路線」及び「ふらっとバス」の徒歩圏内、歴史文化居住区域などから構成されます。
まちなか区域	歴史・文化や商業・業務、行政、交通等の多様な魅力が集積する金沢の顔として、住宅を含めた様々な都市機能を誘導する区域です。 中心市街地を含む、近世城下町の都市構造を基盤としており、犀川、浅野川、I Rいしかわ鉄道線・JR北陸本線、中環状道路に囲まれた区域と、犀川以南、浅野川以北の旧市街地から構成されます。
一般居住区域	自動車や自転車での移動を主体として、日常生活に必要な施設を維持しながらこれまで通りに暮らし続けられる区域です。 市街化区域のうち、「居住誘導区域」及び次の「その他の区域」以外の区域が該当します。
その他の区域	既存集落において培われてきた暮らしを、大切に継続していく区域です。また、工業専用地域等の居住が制限される区域や災害の危険のある区域も該当します。

■ 区域の区分図



4. 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）や全国計画に即して策定される石川県住生活基本計画との整合を図りながら、本市の地域特性等を踏まえた住宅施策を行うために策定するものです。

また、市の上位計画や関連計画と整合・連携を図りながら、住宅・住生活に係わる基本的な考え方を示すものです。

■計画の位置づけ

